

市の財政健全化判断比率を公表します

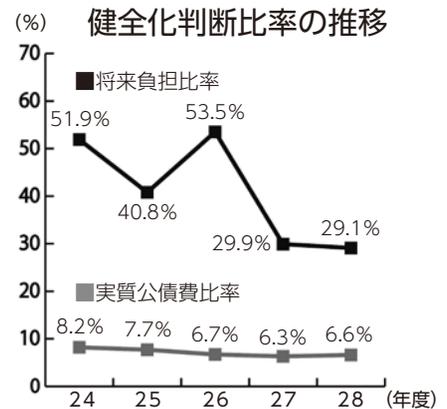
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成28年度の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。



健全化判断比率とは

健全化判断比率には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があります。⑤資金不足比率は、地方公営企業会計の会計ごとに、資金の不足額を事業の規模で除したものです。

分かりやすく言うと、財政状況が危うくなった時点でイエローカード(早期健全化基準)で警告を与え、その自治体自らが財政再建できないと明確になればレッドカード(財政再生基準)で、国の関与のもとに財政再建に取り組むことになる制度です。



平成28年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

指標	指標の内容	田村市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等(田村市では一般会計、授産場事業特別会計、診療所事業特別会計)の実質赤字比率です。 ※対象となる会計はすべて黒字であり、実質赤字比率は算定されません。	—	12.86%	20%
②連結実質赤字比率	すべての会計(一般会計等、公営事業会計(田村市では国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計))の実質赤字比率です。 ※対象となる会計はすべて黒字であり、連結実質赤字比率は算定されません。	—	17.86%	30%
③実質公債費比率	公債費や公債費に準じた経費の比重を示す比率です。 ※前回算定値(平成27年度:6.3%)と比べると、0.3ポイント上がりました。 これは、小学校建設等にかかる元利償還金や、公営企業会計(水道事業、下水道事業)に対する繰出金が増額となったことによるものです。	6.6%	25%	35%
④将来負担比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率です。 ※前回算定値(平成27年度:29.9%)と比べると、0.8ポイント下がりました。 これは、地方債(借入れ)残高の減少や、財政調整基金をはじめとした将来負担に対する積立金が増額となったことによるものです。	29.1%	350%	—
⑤資金不足比率	公営企業会計(田村市では水道事業会計、滝根町観光事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計)ごとの資金不足に対する比率です。 ※すべての公営企業会計において資金不足額、資金不足比率はありません。	—	20%	—

①および②については、黒字のため、⑤については、資金が不足していないことで数値が算定されなかったため、「—」と表示しています。

今後も引き続き、健全な財政の維持に努めていきます。